令和８年１０月　１日

求職活動等を行う皆さまへ

社会福祉法人　各務原市社会福祉事業団　　理事長　紙谷　　清

当事業団では、採用活動、インターンシップ、実習その他の人材育成に関連する活動（以下「採用活動等」といいます。）において生じ得る、求職者等に対するハラスメント（性的な言動によるものを含みます。以下同じ。）の防止に取り組んでいます。求職者、学生、応募者、面接を受ける方、インターンシップに参加される方、実習生、内定者その他採用活動等に関わるすべての方（以下「求職者等の皆さま」といいます。）が安心して採用活動等に臨むことができるよう、当事業団の方針及びルールを次のとおりお知らせします。

【当事業団の方針】

当事業団は、求職者等の皆さまに対するハラスメントを行ってはならないという方針を明確にしています。当事業団の職員がこの方針に反する行為を行った場合には、就業規則及びハラスメント防止規程に基づき、厳正に対処します。

【求職者等に対するハラスメントに当たる行為の例】

・性的な冗談、からかい、質問、発言その他の性的な言動をすること

・交際、性的な関係その他の性的な要求をすること

・必要なく身体に接触すること

・性的な関係その他の要求に応じないことを理由に、採用、選考、実習評価等について不利益な取扱いをし、又はそれを示唆すること

・実習その他の教育・指導において、必要かつ相当な範囲を超え、人格を否定する言動、威圧的な言動、過度な叱責その他精神的・身体的な苦痛を与える指導をすること

・実習等の評価を利用して、私的な要求に応じることを求め、又は求職者等を威圧すること

・実習等の目的又は計画から著しく逸脱した業務を行わせること

・求職者等の性的指向、性自認その他の個人情報を、本人の同意なく第三者に漏らすこと

・その他、求職者等の人格及び尊厳を傷つけ、又は求職活動等の環境を害する不適切な言動をすること

なお、実習等における教育上必要な指導、評価、注意又は改善指示であって、その目的、内容、方法等に照らして必要かつ相当な範囲で行われるものは、ハラスメントには該当しません。

【採用活動等における当事業団のルール】

１．面談・面接・実習指導等の時間：　８時３０分～１７時１５分（原則として上記時間内に実施します。）

２．場所：事業団本部会議室、各事業所の面談室その他当事業団が指定する場所（複数名で対応する、又は第三者の目が届く環境で実施するなど、当事業団が認めた体制で行います。個室等の閉じられた空間で行う場合は、必ず複数名で対応します。）

３．連絡手段：やり取りには、原則として当事業団の担当者の事業団メールアドレス又は事業団の電話番号を使用します。担当者個人の私用の電話番号、メールアドレス又は SNS でのやり取りは行いません。

【相談窓口について】

当事業団の採用活動等において、万が一、職員から前記のようなハラスメントに該当する言動を受けた場合には、以下の相談窓口までご連絡ください。ハラスメントに該当するか判断が難しい場合も含め、幅広くご相談をお受けし、適切に対応します。ご相談に当たっては、相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、公平に対応します。

また、相談をしたことや、事実確認への協力をしたことなどが、採用選考その他の判断に影響を与えることは一切ありませんので、安心してご相談ください。

【相談窓口】

社会福祉法人　各務原市社会福祉事業団　本部事務局

電話番号　　：０５８－３７０－７５００

メールアドレス　：ｒｅｃｒｕｉｔ@ｋａｋａｍｉｇａｈａｒａ－ｆｕｋｕｓｈｉ.ｏｒ.ＪＰ

求職者等の皆さまが安心して当事業団の採用活動等にご参加いただけるよう、事業団を挙げてハラスメントの防止に取り組んでまいります。